内閣官房健康·医療 戦略室提出資料

医療研究開発革新基盤創成事業(CiCLE)

平成29年度補正予算 300億円

資料6

~Cyclic Innovation for Clinical Empowerment **~**

研究開発/環境整備の提案者 特許等の権利者 応募 成果利用料 日本医療研究開発機構(AMED) 課題の評価 代表機関への 返済 委託費支払い 成果利用料 **※2** (15年以内(年賦返済等)) 代表機関(日本国内に 法人格を有する機関) 成果実施 製造、販売、 サービスの提供等 研究開発/ 環境整備 AMED支払額の10%を返済 取得した物品等のAMED評価額 目標未達※1 をAMEDに支払 (一部例外あり) 継続実施不可

<u>○ 一般型</u>

産学連携、産産連携など企業や大学等の様々な組合せの混成チームが行う、医薬品や医療機器、再生医療等製品、医療技術などの実用化に向けた研究開発や環境整備を支援

期間:原則、最長10年(委託期間終了後

15年以内の返済)

金額:原則、最大100億円/課題(実用化

開発タイプは原則、最大50億円/課題)

新設

~ Venture Innovation for Clinical Empowerment ~

スタートアップ型のベンチャー企業が、 産学連携、産産連携の下に出口戦略を もって短期間に行う医薬品や医療機器、 再生医療等製品、医療技術などの実用 化に向けた研究開発や環境整備を支援

期間:原則、最長3年(委託期間終了後

15年以内の返済)

金額:原則、最大3億円/課題

※担保/債務保証に緩和措置あり

※1 目標達成/未達は、応募時に想定される、実用上、必要最低限の技術的水準/整備水準の達成で判定

※2 売上げに応じてAMEDに成果利用料を支払う(一部例外あり)。AMEDは支払われた成果利用料を積み立て、研究開発の基となる特許 等がある場合は別途、特許等の権利者に還元